

おかやま地域発展協議体の設置に関する規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 協議体は、おかやま地域発展協議体（以下「協議体」という）と称する。

(事務局)

第2条 協議体の事務局は、岡山大学組織内に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 協議体は、非営利組織として、岡山を構成する産・官・学・民の組織や団体が、協働して地域と教育、地域と医療、技術と環境、まちづくり等に関する取り組みの検討や実践型社会連携教育活動等を行い、岡山の持続的な発展ならびにそれを担う人材育成を通じて社会に貢献することを目的とする。

また、協議体は、その目的遂行のため、世界や国内情勢の動向に基づき、岡山の社会が対応すべき課題や解決方法について示唆を仰ぐために設立する「おかやま円卓会議（ラウンドテーブル）」及び、地域人材の育成と社会の持続的成長を支援する目的で設立する「産官学連携人財 Farm」の運営を行う。なお、「おかやま円卓会議（ラウンドテーブル）」及び「産官学連携人財 Farm」の詳細については、別に定める。

(事 業)

第4条 協議体は、前条の目的を達するため、次の各号の事業を行う。

- 一 産官学民連携・協働による取り組み検討
- 二 おかやま円卓会議（ラウンドテーブル）の企画・運営
- 三 実践型社会連携教育の企画提案
- 四 協働による調査研究，研究会，シンポジウムの企画・開催
- 五 実践型社会連携教育関連分野における社会人・地域人の発掘・登録
- 六 産官学連携人財 Farm 設置による人材データベースの構築
- 七 その他，委員会において適当と認めた事業

第3章 組 織

(委員会等)

第5条 協議体に、次の各号の委員会等を置く。

- 一 委員会
- 二 監事
- 三 顧問・アドバイザー
- 四 専門委員会

(委員会)

第6条 委員会は、委員長、副委員長、委員により構成する。

- 2 委員会は、協議体の運営に関する重要事項を審議する。
- 3 委員会は、必要に応じて監事に出席を求めることができる。
- 4 委員会の議事は構成メンバーの過半数をもって決定する。
- 5 委員会は、次の各号の事項を議決する。
 - 一 規約の変更
 - 二 決算、事業報告および予算、事業計画等の承認
 - 三 委員等の選任
 - 四 専門委員会の設置ならびに廃止
 - 五 その他、委員長が特に必要と認めた事項
- 6 委員長は、緊急を要する場合その他必要と認める場合には、委員会の開催に代えて、書面又は電磁的方法により委員の意見を聴取し、議決を行うことができる。この場合においては、第4章の規定を含め、本規約に基づく委員会の議決（当該議決に必要な多数要件を含む。）とみなす。

(委員の職務)

第7条 委員長は、協議体を代表し、会務を執行する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、会務を執行する。
- 3 委員長に事故があるときには、副委員長がその職務を代行する。
- 4 委員は、委員長および副委員長を補佐し、会務を執行する。

(委員の任期等)

第8条 委員長、副委員長および委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 委員長は、岡山大学長が指名する理事を以て充てる。ただし、委員会の承認を必要とする。
- 3 副委員長および委員は、当面、協議体に参加する組織・団体の長が指名する。ただし、委員会の承認を必要とする。

(監事)

第9条 協議体は会計および会務を適切に執行するために、監事を置く。

- 2 監事は、委員長が指名する。ただし、委員会の承認を必要とする。監事の任期は2年とするが、再任を妨げない。

(顧問、アドバイザー)

第10条 顧問およびアドバイザーを置くことができる。

- 2 顧問およびアドバイザーの定員、任期は委員会が決定する。

3 顧問およびアドバイザーは重要事項について委員会の諮問に応じる。

4 アドバイザーは自らが専門とする分野において、協議体の活動目的に沿う教育や研究活動等を通じて、会務を支援する。

(専門委員会)

第11条 専門委員会は、その設置目的に応じて、委員会委員、顧問、アドバイザーおよび学識経験者等により、構成する。

第4章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第12条 本規約の変更は、委員会出席者の3分の2以上の賛成を以てこれを決する。

(解散)

第13条 協議体の解散は、委員会構成組織の5分の1以上の提案にもとづき、委員会出席者の3分の2以上の賛成を得なければ、これを行うことができない。

附 則

この規約は、平成28年4月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成29年7月7日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和8年7月10日から施行し、令和8年4月1日から適用する。